
監 査 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月6日

高知県監査委員	横山 文人
同	上田 貢太郎
同	奥村 陽子
同	五百藏 誠一

定期監査結果報告（令和6年度第1回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関226機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関44機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和5年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果及び意見

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別に是正又は改善を要する事務として、注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

今回監査を実施した出先の44機関において、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものはなかったが、不適切な事務処理として注意事項としたものが11機関において14件あった。令和5年度に同一機関に対して実施した監査と比較すると、指摘事項は4件から0件に、注意事項は22件から14件に、それぞれ減少している。

また、前年度と比較して件数が減少したのは16機関、増加したのは6機関で、増減がなかったのは2機関、2年連続で適正に事務が行われていたのは20機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の失念及び確認不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1 (監査対象機関)

機関名	
知事部局	危機管理部
	消防学校
	危機管理部 1 機関
	健康政策部
	安芸福祉保健所
	中央西福祉保健所
	須崎福祉保健所
	幡多福祉保健所
	衛生環境研究所
	幡多看護専門学校
子ども・福祉政策部	食肉衛生検査所
	健康政策部 7 機関
	精神保健福祉センター
	希望が丘学園
	幡多児童相談所
文化生活部	女性相談支援センター
	子ども・福祉政策部 4 機関
	消費生活センター
商工労働部	文化生活部 1 機関
	紙産業技術センター
	高知高等技術学校
	商工労働部 2 機関
農業振興部	林業振興・環境部
	嶺北林業振興事務所
	中央西林業事務所
	須崎林業事務所
	林業振興・環境部 3 機関
	水産振興部
	水産試験場
	水産振興部 1 機関
	公営企業局
	あき総合病院
	幡多けんみん病院
教育委員会	公営企業局 2 機関
	教育委員会
	教育センター
	中部教育事務所
	西部教育事務所
	青少年センター
	心の教育センター
	春野高等学校
	窪川高等学校
	宿毛工業高等学校
	盲学校
警察本部	高知ろう学校
	高知若草特別支援学校
	教育委員会 11機関
警察本部	警察本部
	須崎警察署
	窪川警察署
	警察本部 2 機関
合計 44機関	

別表2（実施機関別の指摘事項及び注意事項）

() : 指摘事項の件数で内数

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和5年度	増減
公営企業局	公営企業局									
	あき総合病院									
教育委員会	幡多けんみん病院									
	教育委員会					1		1	7 (1)	△6
	教育センター								1	△1
	中部教育事務所									
	西部教育事務所									
	青少年センター								2	△2
	心の教育センター								1	△1
	春野高等学校								1 (1)	△1
	窪川高等学校					1		1	1	
	宿毛工業高等学校									
	盲学校								1	△1
警察本部	高知ろう学校									
	高知若草特別支援学校									
計		0	1	6	1	0	4	2	14	26 (4) △12

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合 (%)	
共通	0	0	0	—	
収入事務	0	1	1	7.1	・現金出納簿の記載漏れ
支出事務	0	6	6	42.9	・支払証発行管理簿の押印誤り ・支出負担行為日又は支出命令日の誤り ・通勤手当の過払い ・時間外勤務手当の支給誤り 等
契約事務	0	1	1	7.1	・契約書で提出する旨を定めた書類の受領漏れ
補助金の交付に関する事務	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	4	4	28.6	・郵便切手類等出納簿の押印漏れ ・自動車使用記録簿の記載漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	2	2	14.3	・書面による事前協議の未実施 ・法律に定める通知の未実施
計	0	14	14	100	
参考（令和5年度）	4	22	26	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。